

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四条の五第二項第十八号及び第二十五条の十六第四号を除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類</p>	<p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四条の五第二項第十八号を除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類</p>

イホ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(業務の代理)

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理又は媒介

- 一の二 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）
  - 。）、農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は農林中央金庫の業務（

イホ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(業務の代理)

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）を除く。）の代理

(新設)

法第六条第一項から第三項までに規定する業務（貯金の受入れを含む。）に限る。）の代理又は媒介

一の三 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第六条第三項第三号に掲げる業務を除く。）

イ・ロ （略）

二 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）（同条第七項に規定する外国保険会社等（以下「外国保険会社等」という。）を含む。）の資金の貸付けの代理又は媒介

三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならぬ法人で、金融業を行うものの業務の代理又は媒介

四 特別の法律により設立された法人で、特別の法律により長期信用銀行に業務の一部を委託し得るものの資金の貸付けその他の金融に関する業務の代理又は媒介（前号に掲げるものを除く。）

五 前各号に掲げる業務の代理又は媒介のいずれかに準ずるもので金融庁長官が別に定めるもの

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第六条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行

一の二 信託会社又は信託業務を営む金融機関の次に掲げる業務の代理（法第六条第三項第三号に掲げる業務を除く。）

イ・ロ （略）

二 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）（同条第七項に規定する外国保険会社等（以下「外国保険会社等」という。）を含む。）の資金の貸付けの代理

三 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならぬ法人で、金融業を行うものの業務の代理

四 特別の法律により設立された法人で、特別の法律により長期信用銀行に業務の一部を委託し得るものの資金の貸付けその他の金融に関する業務の代理（前号に掲げるものを除く。）

五 前各号に掲げる業務の代理のいずれかに準ずるもので金融庁長官が別に定めるもの

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第六条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第四項並びに令第六条前段において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行

行法施行令」という。) 第四条第二項並びに前条第八項、第四条の七第五項、第五条の二の六第六項、第五条の六第七項、第五条の九第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。) の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分(以下「株式等」という。)に係る議決権とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

(長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第五条の二 法第十六条の二第一項に規定する届出書(以下この項及び第二十五条の二の二において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第七号の二により当該長期信用銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者(法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条

法施行令」という。) 第四条第二項並びに前条第八項、第四条の七第五項、第五条の二の六第六項、第五条の六第七項、第五条の九第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第九項において準用する場合を含む。次項において同じ。) の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分(以下「株式等」という。)に係る議決権とする。

一 四 (略)

2 4 (略)

(長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第五条の二 法第十六条の二第一項に規定する届出書(第二十五条の二の二において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第七号の二により当該届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第十六条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を除く。) 長期信用銀行議決権大量保有者(法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条

並びに第二十五条の二第二項第二号及び第三号において同じ。）  
となつたことを知つた日から五日（銀行法施行令第十五条の二に  
規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二十五条  
の二第二項第一号において同じ。）を経過した日又は長期信用銀  
行議決権大量保有者となつた日を含む月の十五日から五日を経過  
した日（当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から  
一月を経過した日）のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の  
法人（銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並  
びに第二十五条の二第二項第二号及び第三号において同じ。）で  
ある場合（次号に掲げる場合を除く。） 長期信用銀行議決権大  
量保有者となつた日から一月を経過した日

三 長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の  
法人であつてその保有する議決権の数に増加がない場合 長期信  
用銀行議決権大量保有者となつたことを知つた日から一月を経過  
した日又は長期信用銀行議決権大量保有者となつたを含む月の翌  
月十五日から一月を経過した日（当該日が長期信用銀行議決権大  
量保有者となつた日から二月を経過した日前である場合にあつて  
は、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過し  
た日）のいずれか早い日

（財産的基礎）

第五条の九の二 法第十六条の六第一項第一号に規定する内閣府令で

において同じ。）となつたことを知つた日から五日を経過した日  
又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過し  
た日のいずれか早い日

二 当該長期信用銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人（  
銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号において  
同じ。）である場合（次号に掲げる場合を除く。） 長期信用銀  
行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三 当該長期信用銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人で  
あつてその保有する議決権の数に増加がない場合 長期信用銀行  
議決権大量保有者となつたことを知つた日から一月を経過した日  
又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過し  
た日のいずれか早い日

（新設）

定める基準は、第二十五条の十四第六号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第八号に規定する財産に関する調査に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項及び次条において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

- 一 法人 五百万円
- 二 個人 三百万円

2 次に掲げる者は、法第十六条の六第一項に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

- 一 個人（純資産額が正の値である者に限る。）であつて所屬長期信用銀行（当該個人が長期信用銀行代理業再委託者の再委託を受けて長期信用銀行代理業を営む場合は、当該長期信用銀行代理業再委託者を含む。）が長期信用銀行代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者
- 二 地方公共団体

（預金の受払事務の委託）

第十二条の四の四 長期信用銀行は、現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払

（預金の受払事務の委託）

第十二条の四の四 長期信用銀行は、現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機による預金に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機又は現金自動預入払出兼用機の管理業務に経

出兼用機の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための確な措置及び顧客が当該長期信用銀行と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十二条の四の八 長期信用銀行は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的、又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
- 四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

験を有するものとして金融庁長官が別に定める者に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための確な措置及び顧客が当該長期信用銀行と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(新設)

五 長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等必要な措置を講ずるための措置

(社内規則等)

第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪防止措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(顧客の保護に欠けるおそれのないもの)

第十三条の十一の二 銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、長期信用銀行が不当に取引を行うことを条件とするものではないものとする。

(長期信用銀行の業務に係る禁止行為)

(社内規則等)

第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(新設)

第十三条の十一の三 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令

で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（銀行法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。）
- 三 顧客に対し、長期信用銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

（休日の承認の申請等）

第十四条 （略）

一・二 （略）

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 （略）

二 当該申請に係る営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 （略）

（営業時間）

第十五条 長期信用銀行の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

（新設）

（休日の承認の申請等）

第十四条 （略）

一・二 （略）

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 （略）

二 当該申請に係る営業所（代理店の営業所を含む。以下この条において同じ。）の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 （略）

（営業時間）

第十五条 長期信用銀行（代理店の営業所を含む。）の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 (略)

3 長期信用銀行は、その営業所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。

一 当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要があること。

二 当該営業所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 当該営業所が当座預金業務を営んでいないこと。

4・5 (略)

(臨時休業の届出等)

第十五条の二 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 銀行法第十五条第一項に規定する長期信用銀行の休日に、業務の全部又は一部を営む長期信用銀行の営業所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 長期信用銀行の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 外国に所在する長期信用銀行又はその委託を受けて当該銀行の

2 (略)

3 長期信用銀行は、その営業所（代理店の営業所を含む。以下この条において同じ。）の所在地又は設置場所の特殊事情により、第一項に規定する営業時間と異なる営業時間とする必要がある場合（前項に該当する場合を除く。）には、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。

4・5 (略)

(臨時休業の届出等)

第十五条の二 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 銀行法第十五条第一項に規定する長期信用銀行の休日に、業務の全部又は一部を営む長期信用銀行又はその代理店の営業所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 長期信用銀行又はその代理店の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 外国に所在する長期信用銀行又はその代理店の営業所において

業務を営む者の当該業務を営む営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

五 当該長期信用銀行を所属長期信用銀行（法第十六条の五第三項に既定する所属長期信用銀行をいう。以下同じ。）とする長期信用銀行代理業者（法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者（以下「長期信用銀行代理業者」という。）をいい、銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により長期信用銀行代理業者とみなされた長期信用銀行等（法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。）を含む。次項において同じ。）において当該長期信用銀行のために営む長期信用銀行代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い長期信用銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

3 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 長期信用銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において当該長期信用銀行のために営む長期信用銀行代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

三・四 （略）

（銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由

その業務の全部又は一部を休止する場合

五 代理店である金融機関等（銀行又は第十条の三第三項に規定する金融庁長官が別に定める者が代理店であるものに限る。）において当該代理店の業務の全部又は一部の休止に伴い長期信用銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

3 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 長期信用銀行又はその代理店の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

（新設）

二・三 （略）

（銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一十 (略)

十一 前各号のほか、やむを得ない事由があるとしてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行が第二項により基準議決権数を超えて議決権を所有し、または保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一十 (略)

(新設)

(新設)

(貸借対照表等の公告)

第十八条 銀行法第二十条第一項本文の規定により長期信用銀行が公告をする中間貸借対照表等は、別紙様式第四号(特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第四号の二)、貸借対照表等は、別紙様式第四号の三(特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第四号の四)により作成しなければならない。

2・3 (略)

4 銀行法第二十条第二項本文の規定により長期信用銀行が公告をする中間連結貸借対照表等は、別紙様式第五号、連結貸借対照表等は、別紙様式第五号の二により作成しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、銀行法第二十条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認について準用する。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間営業年度に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。)にあつては、第一号イ及びハからヘまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。)とする。

一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

(貸借対照表等の公告)

第十八条 銀行法第二十条第一項本文の規定により長期信用銀行が公告をする貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第四号(特定取引勘定設置長期信用銀行にあつては別紙様式第四号の二)により作成しなければならない。

2・3 (略)

4 銀行法第二十条第二項本文の規定により長期信用銀行が公告をする貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、銀行法第二十条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認について準用する。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 当該長期信用銀行を所属銀行とする長期信用銀行代理業者に  
関する次に掲げる事項

(新設)

(1) 当該長期信用銀行代理業者の商号又は名称及び所在地

(2) 当該長期信用銀行代理業者が当該長期信用銀行のために長

期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地  
ヘ 外国における銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為の受託

(新設)

者に関する次に掲げる事項

(1) 当該受託者の商号又は名称及び所在地

(2) 当該受託者が当該長期信用銀行のために銀行法第二条第十  
四項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称及び所  
在地

二 (略)

二 (略)

三 長期信用銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況

ロ 直近の三中間営業年度及び二営業年度又は直近の五営業年度

における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（  
14から17までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に  
限る。）

三 長期信用銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの  
イ 直近の営業年度における営業の概況  
ロ 直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標とし  
て次に掲げる事項（14から17までに掲げる事項については、信  
託業務を営む場合に限る。）

(1)・(2) (略)

(1)・(2) (略)

(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当  
期純損失

(3) 当期利益又は当期損失

(4)～(17) (略)

(4)～(17) (略)

ハ 直近の二中間営業年度又は二営業年度における業務の状況を

ハ 直近の二営業年度における業務の状況を示す指標として別表

示す指標として別表に掲げる事項

四 (略)

五 長期信用銀行の直近の二中間営業年度又は二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

ロ〜ハ (略)

ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項  
ホ〜チ (略)

リ 長期信用銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

又 (略)

2| 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る銀行法第二十一条第一項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

3| (略)

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間営

に掲げる事項

四 (略)

五 長期信用銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

ロ〜ハ (略)

ニ 自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況  
ホ〜チ (略)

リ 長期信用銀行が貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

又 (略)

(新規)

2| (略)

第十八条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

業年度に係る説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。)とする。

一 (略)

二 長期信用銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況

ロ 直近の三中間連結会計年度(中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)及び二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失

(4)・(6) (略)

三 長期信用銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書

ロ (略)

ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

ニ (略)

ホ 銀行法第二十条第二項の規定により作成した書類について商

一 (略)

二 長期信用銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の営業年度における営業の概況

ロ 直近の五連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当期純利益又は当期純損失

(4)・(6) (略)

三 長期信用銀行及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書

ロ (略)

ハ 自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況

ニ (略)

ホ 銀行法第二十条第二項の規定により作成した書類について商

法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨  
へ 長期信用銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中  
間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算  
書又は連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二  
の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けてい  
る場合にはその旨

ト (略)

第十八条の四 長期信用銀行は、銀行法第二十条第一項又は第二項及  
び銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（  
以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当  
該長期信用銀行の中間営業年度及び営業年度経過後四月以内に開始  
し、当該中間営業年度及び営業年度の翌中間営業年度及び翌営業年  
度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦  
覧に供しなければならない。

2 4 (略)

第十八条の五 長期信用銀行は、四半期ごとに、銀行法第二十一条第  
四項に規定する預金者その他の顧客が当該長期信用銀行及びその子  
会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のう  
ち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示  
に努めなければならない。

法特例法による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨  
へ 長期信用銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰  
余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づ  
き公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはそ  
の旨

ト (略)

第十八条の四 長期信用銀行は、銀行法第二十条第一項又は第二項及  
び銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（  
以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当  
該長期信用銀行の営業年度経過後四月以内に開始し、当該営業年度  
の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間  
、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 4 (略)

(新規)

(長期信用銀行がその経営を支配している法人)

第二十一条 銀行法第二十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該長期信用銀行の子法人等(当該長期信用銀行の子会社を除く。)とする。

(合併の認可の申請)

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行の定款、取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

一〇九 (略)

(分割の認可の申請)

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

第二十条 削除

(合併の認可の申請)

第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行の定款、取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書、営業所の位置及び代理店の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

一〇九 (略)

(分割の認可の申請)

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇八 (略)

九 当該分割を行った後における長期信用銀行の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び当該長期信用銀行を所屬長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者の当該長期信用銀行のために長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置の状況を記載した書類並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類  
十〇十五 (略)

(変更報告書の提出等)

第二十五条の二 銀行法第五十二条の三第一項の規定により同様に規定する変更報告書（以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第七号の二により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。  
い。

2 銀行法第五十二条の三第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加又は減少がない場合（議決権割合（法第十六条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、第三号に掲げる場合を除く。） 議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少したことを知つた日か

一〇八 (略)

九 当該分割を行った後における長期信用銀行の定款、取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書、営業所の位置及び代理店の設置の状況を記載した書類並びに収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類

十〇十五 (略)

(変更報告書の提出等)

第二十五条の二 銀行法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第七号の二により当該報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

ら五日を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人である場合（次号に掲げる場合を除く。） 法第十六条の二第一項各号に掲げる事項の変更があつた日から一月を経過した日

三 長期信用銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつたその保有する議決権の数に増加又は減少がない場合（議決権保有割合が百分の一以上増加又は減少した場合に限る。） 議決権保有割合が百分の一以上増加又は減少したことを知つた日から一月を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から一月を遺影かした日のいずれか早い日

3 | 銀行法第五十二条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、議決権保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合とする。

（特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等）  
第二十五条の二の二 銀行法第五十二条の四第一項の規定により長期信用銀行議決権保有届出書を提出すべき者又は同条第二項の規定に

2 | 銀行法第五十二条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、議決権保有割合（法第十六条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この項及び次条において同じ。）が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された議決権保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合とする。

（特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等）  
第二十五条の二の二 銀行法第五十二条の四第一項の規定による長期信用銀行議決権保有届出書又は同条第二項の規定による変更報告書

より変更報告書を提出すべき者は、別紙様式第七号の三により当該長期信用銀行議決権保有届出書又は当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業、信託業又は保険事業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第三条に規定する投資判断の一任による投資を行う業務又はこれに準ずる業務を行う者に限る。）であつて前号に掲げる者以外の者

三 (略)

3・4 (略)

5 銀行法第五十二条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したこととする。

6 銀行法第五十二条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一～三 (略)

四 銀行法第五十二条の三第一項の規定により提出され、又は提出

を提出すべき者は、別紙様式第七号の三により当該届出書又は当該報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業、信託業又は保険事業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。）であつて前号に掲げる者以外の者

三 (略)

3・4 (略)

5 銀行法第五十二条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、議決権保有割合が同条第一項に規定する長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したこととする。

6 銀行法第五十二条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一～三 (略)

四 銀行法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書に記載れ

されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の長期信用銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 銀行法第五十二条の三第一項の規定により提出され、又は提出されるべき変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第十六条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の長期信用銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第十六条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合

た議決権保有割合の計算の基礎となつた日の基準日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の長期信用銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

五 銀行法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該変更報告書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

六 法第十六条の二第一項の規定による長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の長期信用銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第十六条の二第一項の規定による長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該長期信用銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

当該末日の属する月の翌月十五日

7 基準日の届出又は当該基準日の変更をしようとする者は、別紙様式第七号の四により届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

(長期信用銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第二十五条の八 銀行法第五十二条の二十八本文の規定により長期信用銀行持株会社が公告する貸借対照表等は、別紙様式第十号、連結貸借対照表等は、別紙様式第十号の二により作成しなければならない。

2 (略)

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行持株会社が中間連結貸借対照表及び連結貸借対照表等の公告を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する中間営業年度及び営業年度に係る説明書類に記載すべき業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(中間営業年度に係る説明書類にあつては、第一号イ及びニ、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。)とする。

日

7 銀行法第五十二条の四第三項に規定する基準日の届出又は当該基準日の変更をしようとする者は、別紙様式第七号の四により届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

(長期信用銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第二十五条の八 銀行法第五十二条の二十八本文の規定により長期信用銀行持株会社が公告する貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第十号により作成しなければならない。

2 (略)

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行持株会社が貸借対照表及び損益計算書の公告を延期することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の中間営業年度又は営業年度における営業の概況

ロ 直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失

(4)・(6) (略)

四 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書

ロ (略)

ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

ニ・ホ (略)

ヘ 長期信用銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書について証券取引法第九十

一・二 (略)

三 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 直近の営業年度における営業の概況

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当期純利益又は当期純損失

(4)・(6) (略)

四 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書

ロ (略)

ハ 自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況

ニ・ホ (略)

ヘ 長期信用銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書について証券取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場

三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ト (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国所在長期信用銀行持株会社は、当該外国所在長期信用銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在長期信用銀行持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在長期信用銀行持株会社に関する営業の概況並びに中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 (略)

第二十五条の八の三 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十八及び銀行法第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「縦覧書類」

合にはその旨

ト (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国所在長期信用銀行持株会社は、当該外国所在長期信用銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（代理店を含む。以下この条において同じ。）の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在長期信用銀行持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在長期信用銀行持株会社に関する営業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 (略)

第二十五条の八の三 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の二十八及び銀行法第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書類（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、前条第二項及び第三項に規定する書類。以下この項及び次項において「縦覧書類」

という。)の縦覧を、当該長期信用銀行持株会社の中間営業年度及び営業年度経過後四月以内(外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、中間営業年度及び営業年度経過後六月以内)に開始し、当該中間営業年度及び営業年度の翌中間営業年度及び翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

2 4 (略)

第二十五条の八の四 長期信用銀行持株会社は、四半期ごとに、銀行法第五十二条の二十九第三項に規定する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行又は銀行の預金者その他の顧客が当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの(金融庁長官が別に定める事項を含む。)の開示に努めなければならない。

(長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第二十五条の十二 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人であるときは、次に掲げる事項
- イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類
- ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))

という。)の縦覧を、当該長期信用銀行持株会社の営業年度経過後四月以内(外国所在長期信用銀行持株会社にあつては、営業年度経過後六月以内)に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

2 4 (略)

(新規)

(新設)

- をいう。以下この号において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の内容
- (1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等
- (2) (1)に掲げる法人等の子法人等
- 二 法人であるときは、次に掲げる事項
- イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあっては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事業所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容
- ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の内容
- (1) 当該法人の子法人等
- (2) 当該法人の親法人等（令第六条第二項において読み替えられた令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条の第二項に規定する親法人等をいう。）
- (3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）
- 三 長期信用銀行代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該長期信用銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 長期信用銀行代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける長期信用銀行代理業再受託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する長期信用銀行代理業再受託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

（長期信用銀行代理業の業務の内容及び方法）

第二十五条の十三 銀行法第五十二条の三十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 取り扱う法第十六条の五第二項各号に規定する契約の種類（預金の種類並びに貸付先の種類及び貸付けに係る資金の用途を含む）。

二 取り扱う法第十六条の五第二項各号に規定する契約の種類ごとに契約の締結の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 長期信用銀行代理業の実施体制

2 前項第三号に規定する長期信用銀行代理業の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他長期信用銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障をおよぼす行為を防止するための体制及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

一 長期信用銀行代理行為（銀行法第五十二条の四十三に規定する長期信用銀行代理行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当

（新設）

該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して長期信用銀行代理業を営む場合 顧客が当該長期信用銀行代理業者と他者を誤認することを防止するための体制

三 長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む場合 長期信用銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

(許可申請書のその他の添付書類)

第二十五条の十四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写真、登録原票の写真又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二十五条の十六第四号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、役員の履歴書及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面、第二十五条の十六第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第二十五条の十六第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 所属長期信用銀行の委託を受けて長期信用銀行代理業を営むと

(新設)

きは、当該所属長期信用銀行との間の長期信用銀行代理業に係る業務の委託契約書の案

四 長期信用銀行代理業再委託者の再委託を受けて長期信用銀行代理業を営むときは、当該長期信用銀行代理業再委託者との間の長期信用銀行代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該長期信用銀行代理業再委託者が当該再委託について所属長期信用銀行の許諾を得たことを当該所属長期信用銀行が誓約する書面

五 長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類（長期信用銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）

六 法人であるときは、許可の申請の日を含む営業年度若しくは事業年度の前営業年度若しくは前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

七 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度の前営業年度又は前事業年度の監査報告書の写し

イ 商法特例法第一条の二第二項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社 商法特例法第十三条第一項に規定する監査報告書

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認

- 会計士を含む。)又は監査法人の監査を受けている法人 当該  
公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 八 個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年  
度の別紙様式第十三号により作成した財産に関する調書
- 九 長期信用銀行代理業開始後三営業年度又は三事業年度(個人の  
事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下  
この章において同じ。)における収支及び財産の状況の見込みを  
記載した書類
- 十 所属長期信用銀行(長期信用銀行代理業再委託者の再委託を受  
ける場合は当該長期信用銀行代理業再委託者を含む。)が保証人  
の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に  
係る第六号及び第八号に規定する書類
- 十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するた  
めの管理の体制及び長期信用銀行代理業に関する組織図を記載し  
た書面
- 十二 他に業務を営むときは、兼業業務(長期信用銀行代理業及び  
長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ  
。)の内容及び方法を記載した書類
- 十三 長期信用銀行代理業の運営に関する社内規則
- 十四 長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及  
び間取図(防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。)並びに  
当該営業所又は当該事務所で営む長期信用銀行代理業の業務運営  
を指揮する所属長期信用銀行の営業所の名称を記載した書類

十五 長期信用銀行代理業に係る業務が定款（これに準ずるものを含む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続きがあつたことを証する書面を含む。）

十六 前各号に掲げるもののほか法第十六条の六条第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（委託契約書の案の記載事項）

第二十五条の十五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置、廃止、位置変更に関する事項

二 長期信用銀行代理業の内容（代理又は媒介の別を含む。第九号において同じ。）に関する事項

三 長期信用銀行代理業の営業日及び営業時間に関する事項

四 次に掲げる長期信用銀行代理業者の行為を禁ずる規定

イ 所属長期信用銀行の営業上の秘密又は取引先の信用に関する事項を所属長期信用銀行及び当該取引先以外の他者に漏らし、又は自己若しくは当該所属長期信用銀行及び当該取引先以外の他社のために利用する行為

ロ 銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為

五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する長期信用銀行

（新設）

代理業者の責任に関する事項

- 六 長期信用銀行代理業の再委託に関する事項
- 七 所属長期信用銀行による監督、監査又は報告徴収に関する事項
- 八 契約の期間、更新及び解除に関する事項
- 九 長期信用銀行代理業の内容並びに長期信用銀行代理業の営業日及び営業時間の店頭掲示に関する事項
- 十 その他必要と認められる事項

2 前項の規定は、前条第四号に規定する長期信用銀行代理業再委託者と長期信用銀行代理業再委託者との間の長期信用銀行代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号中「長期信用銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属長期信用銀行」とあるのは「所属長期信用銀行及び長期信用銀行代理業再委託者」と読み替えるものとする。

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- 一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること
- 二 第五条の九の二第一項又は第二項に該当し、かつ、長期信用銀

(新設)

行代理業開始後三営業年度又は三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 長期信用銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、長期信用銀行代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる状況にあるなど十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事業所で**長期信用銀行代理業**を営む者を除く。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別**長期信用銀行代理行為**（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第二十四条第十四項第二号に掲げる行為（所属銀行が受け入れたその顧客の預金若しくは定期積金等若しくは国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。**ロ**において**同じ**。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別**長期信用銀行代理行為**の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（**資金需要者**に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付の可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいい、貸付の金額は一千万円を上限とする**ロ**及び**第六号ハ並びにニ**において**同じ**。）であつてそ

の契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務を営まない場合を除く。）

(2) 法第二条第十四項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務に併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

ロ 申請者が法人（二以上の事業所で長期信用銀行代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む長期信用銀行代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該業務を営む営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該長期信用銀行代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において長期信用銀行代理業を営まない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別長期信用銀行代理行為を行う場

合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別長期信用銀行代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる者であることとする。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務を営まない場合並びに申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。）

(2) 法第二十四条第十四項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務に併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

ハ 法第十六条の五第二項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理するなど長期信用銀行代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 長期信用銀行代理業に関する社内規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされるなど法令等を遵守した運営が確保

されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成、組織等により、長期信用銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）

（）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役員若しくはこれらに準ずる者であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

(1) 法第十七条において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第二十七条及び第二十八条の規定により法第四条第一項の免許を取り消され、準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定により準用銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、準用銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により法第十六条の二の

四第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(2) 銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二の三十四第一項の規定による同法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(5) 中小企業等協同組合法第百六条第四項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により解散を命ぜられ

、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(7) 水産業協同組合法第二百一十一条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条第二項の規定により解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第三十七第一項の規定により第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号、次号イにおいて同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 準用銀行法第五十二条の十九第一項の規定による法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、準用銀行法第五十二条の五十六第一項(信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項の規定により準用する場合を含む。)の規定により法第五十六条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の第三項、協同組織による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百二十四条の二第一項の許可若しくは農林中央金

庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、準用銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定による同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合、又は貸金業の規制等に関する法律第六条の第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは準用銀行法第五十二条の三十六第一項若しくは貸金業の規制等に関する法律第三条第一項と同種類の認可若しくは許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可若しくは許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次の掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第二十七条若しくは準用銀行法第五十二の三四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役員若しくは監査役これらに類する職にある者、又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた

役員

- (2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者若しくは日本における代表者、又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (4) 労働金庫法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が改選を命ぜられ

た役員

(7) 水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは幹事

(9) 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法若しくは貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者

十 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国

の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと

イ 第四号ニ(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 役員のうち前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

六 法第十六条の六第一項第三号に規定する他に業務を営むことによりその長期信用銀行代理業を適正かつ確実に営むことに支障を及ぼすおそれについては、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が長期信用銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 長期信用銀行代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介(所屬長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金若しくは定

期積金等若しくは国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。)であることその他の兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること(申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。)

二 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受その他の信用の供与を行う業務(所属長期信用銀行と長期信用銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものを除く。)であるときは、長期信用銀行代理業として行う法第十六条の五第二項第二号に掲げる行為(所属長期信用銀行が受け入れたその顧客の預金若しくは定期積金若しくは国債を担保として行う契約に係るものを除く。)の内容及び方法が、次に掲げる要件に該当していないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること(事業の用に供するための資金に係るものを除く。)

(2) 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に関与するものでないこと。

(3) 兼業業務において信用の供与を行っている顧客に対し、長期信用銀行代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容

とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属長期信用銀行に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属長期信用銀行が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

ホ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、長期信用銀行代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ヘ その他長期信用銀行代理業の内容に照らして兼業業務を営むことが顧客の保護に欠け、又は所属長期信用銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が生じるおそれがあると認められること。

(長期信用銀行代理業の許可の予備審査)

第二十五条の十七 法第十六条の五第一項の規定による長期信用銀行代理業の許可を受けようとする者は、銀行法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

(変更の届出)

第二十五条の十八 銀行法第五十二条の三十九第一項及び第二項の規定により届出を行う長期信用銀行代理業者は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下

(新設)

(新設)

欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

(標識の様式)

第二十五条の十九 銀行法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十四号に定めるものとする。

(新設)

(兼業の承認の申請等)

第二十五条の二十 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十二條第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

一 理由書

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項第二号に規定する兼業業務の内容及び方法を記載した書類は、長期信用銀行代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第二十五条の十六第六号に掲げる事項に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

(分別管理)

第二十五条の二十一 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の

(新設)

四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により長期信用銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はどの所属長期信用銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(明示事項)

第二十五条の二十二 銀行法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 所属長期信用銀行が二以上ある場合は、顧客が締結しようとする長期信用銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属長期信用銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨
- 二 所属長期信用銀行が二以上ある場合は、顧客が締結しようとする長期信用銀行代理行為に係る契約と同種の契約を他の所属長期信用銀行が取り扱っているときは、その旨
- 三 長期信用銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属長期信用銀行からの権限の付与がある旨
- 四 所属長期信用銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属長期信用銀行の商号

(長期信用銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供)

(新設)

第二十五条の二十三 第十二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による長期信用銀行代理業者が預金者等に対する情報の提供について準用する。

(新設)

(預金等との誤認防止)

第二十五条の二十四 長期信用銀行代理業者は、金融商品の販売(金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。第四項及び第五項において同じ。)又はその代理若しくは媒介を行う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産

(新設)

の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

2 長期信用銀行代理業者は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項(当該長期信用銀行代理業者が発行する社債(法第六条第四項に掲げる短期社債を除く。)にあつては第三号及び第四号に掲げるものを、元本の補てんのある商品にあつては第三号に掲げるものを除く。)を説明するものとする。

一 預金等ではないこと。  
二 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。

三 元本の返済が保証されていないこと。  
四 契約の主体

5| その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項  
3| 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理行為を行う営業所又は事務所の窓口には、長期信用銀行代理行為を行う旨を顧客の目につきやすいように掲示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定は、長期信用銀行代理行為を行わない窓口については、適用しない。

5| 長期信用銀行代理業者は、顧客対し、その営業所又は事務所の銀行代理行為を行わない窓口を長期信用銀行代理行為を行う窓口と誤認させないための措置を講じなければならない。

(他の所属長期信用銀行の同種の契約に係る情報提供)

第二十五条の二十五 長期信用銀行代理業者は、第二十五条の二十二第二号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属長期信用銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(個人顧客情報の取扱い)

第二十五条の二十六 第十二条の四の五から第十二条の四の七までの規定は、長期信用銀行代理業者について準用する。

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第二十五条の二十七 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用

(新設)

(新設)

(新設)

人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第十二条の四の六に規定する情報及び前条において準用する第十二条の四の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく長期信用銀行代理業以外の業務（保険募集に係る業務を除く。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2| 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務（保険募集に係る業務を除く。）において取り扱う顧客に関する非公開情報（その長期信用銀行代理業以外の業務上知り得た公表されていない情報（前条において準用する第十二条の四の六に規定する情報及び前条において準用する第十二条の四の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次項において同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3| 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく所属長期信用銀行に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

(長期信用銀行代理業に係る社内規則等)

第二十五条の二十八 長期信用銀行代理業者は、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪防止措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(長期信用銀行代理業者の密接関係者)

第二十五条の二十九 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める長期信用銀行代理業者と密接な関係を有する者は、当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の特定関係者（銀行法第十三条の二第一項に規定する特定関係者をいい、当該長期信用銀行代理業者の子会社を除く。）とする。

(顧客の保護に欠けるおそれのないもの)

第二十五条の三十 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、長期信用銀行代理業者が不当に取引を行うことを条件とするもので

(新設)

(新設)

(新設)

はないものとする。

（所属長期信用銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの）

第二十五条の三十一 銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する所属長期信用銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、所属長期信用銀行が銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものとする。

（新設）

（長期信用銀行代理業に係る禁止行為）

第二十五条の三十二 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（新設）

一 顧客に対し、法第十六条の五第二項各号に規定する契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、法第十六条の五第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為（銀行法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

三 顧客に対し、長期信用銀行代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

四 顧客に対し、不当に、法第十六条の五第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

五 顧客に対し、兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、長期信用銀行代理業に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為

六 所属長期信用銀行に対し、長期信用銀行代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為

(特定長期信用銀行代理行為)

第二十五条の三十三 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する内閣府令で定める預金とは、当座預金とする。

(新設)

(特定長期信用銀行代理業者の営業時間等)

第二十五条の三十四 特定長期信用銀行代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行代理業者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。）の営業時間は、午前九時から午後三時までとする。

(新設)

2 前項の営業時間は、営業の都合により延長することができる。

3 特定長期信用銀行代理業者の特定長期信用銀行代理行為（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は

事務所（特定長期信用銀行代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定長期信用銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。）の営業時間については、第一項の規定は適用しない。

4 長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示しなければならない。

（特定長期信用銀行代理業者の臨時休業の届出等）

第二十五条の三十五 銀行法第五十二条の四十七の規定により届出を行う特定長期信用銀行代理業者は、次の各に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 特定長期信用銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を休止する営業所又は事務所の名称及び所在地
  - 二 休止の理由
  - 三 休止期間
  - 四 業務再開予定日又は業務再開日
  - 五 法第五十二条の四十七の規定による掲示の方法
- 2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 銀行法第二十六条第一項、銀行法第二十七条又は銀行法第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定により所属長期信用銀行が業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合
  - 二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定長期信用銀行

（新設）

代理業者の休日に、特定長期信用銀行代理行為に係る業務の全部又は一部を営む特定長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定長期信用銀行代理業者の特定長期信用銀行代理行為に係る業務を営む無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定長期信用銀行代理行為に係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

（所属長期信用銀行の廃業等の揭示）

第二十五条の三十六 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による揭示をするときは、所属長期信用銀行から通知を受けた内容及び当該所属長期信用銀行における預金等その他その営む長期信用銀行代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする。

（新設）

（長期信用銀行代理業に関する帳簿書類）

第二十五条の三十七 長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十二条の四十九の規定により、長期信用銀行代理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類を所属長期信用銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

（新設）

一 総勘定元帳 作成の日から五年間

二 長期信用銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間

三 長期信用銀行代理業に係る顧客に対して行つた法第十六条の五第二項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書類  
当該媒介を行つた日から五年間

(長期信用銀行代理業に関する報告書の様式等)

第二十五条の三十八 銀行法第五十二条の五十第一項の規定による長期信用銀行代理業に関する報告書は、長期信用銀行代理業者が個人である場合においては別紙様式第十五号により、法人である場合においては別紙様式第十六号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十三号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 長期信用銀行代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に長期信用銀行代理業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十一条の二の規定により当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該長期信用銀行代理業に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 長期信用銀行代理業者は、前項の規定による承認を受けようとする

(新設)

るときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならぬ。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行代理業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5 金融庁長官等は、その許可をした長期信用銀行代理業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る長期信用銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれの事項又は当該長期信用銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十一条の二の規定により当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（所属長期信用銀行の説明書類等の縦覧）

第二十五条の三十九 長期信用銀行代理業者は、その所属長期信用銀行が銀行法第二十条第一項及び第二項並びに銀行法第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社が銀行法第五十二条の二十八

（新設）

及び銀行法第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類（当該所属長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社が外国所在長期信用銀行持株会社である場合にあつては、第二十五条の八の二第二項及び第三項に規定する書類）（以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属長期信用銀行又は当該所属長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の営業年度経過後四月以内（当該所属長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社が外国所在長期信用銀行持株会社である場合にあつては、営業年度経過後六月以内）に開始し、当該営業年度の翌営業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2| 長期信用銀行代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する長期信用銀行代理業者以外の長期信用銀行代理業者にあつては、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3| 長期信用銀行代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4| 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした長期信用銀行代理業者が第一項の規定による縦覧の

開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

(廃業等の届出)

第二十五条の四十 銀行法第五十二条の五十二の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

(許可の効力に係る承認の申請等)

第二十五条の四十一 法第十六条の五第一項の許可を受けた者は、銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 法第十六条の五第一項の許可を受けた日から六月以内に長期信用銀行代理業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。
- 二 合理的な期間内に長期信用銀行代理業を開始することができることと見込まれること。
- 三 当該許可の際に審査の基礎となつた事項について長期信用銀行代理業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込ま

れること。

(所属長期信用銀行による長期信用銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置)

第二十五条の四十二 所属長期信用銀行は、長期信用銀行代理業者の

長期信用銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 長期信用銀行代理業者及びその長期信用銀行代理業の従事者に対し、長期信用銀行代理業に係る業務の指導、長期信用銀行代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

二 長期信用銀行代理業者における長期信用銀行代理業に係る業務の実施状況を、定期的、又は必要に応じて確認すること等により、長期信用銀行代理業者が当該長期信用銀行代理業の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、長期信用銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 長期信用銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、長期信用銀行代理業者との間の委託契約及び長期信用銀行代理業再委託者と長期信用銀行代理業再受託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除することができるための措置

四 長期信用銀行代理業者が行う法第十六条の五第二項第二号に規定する行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置

五 長期信用銀行代理業者に所属長期信用銀行から顧客に関する情

(新設)

報を不正に取得させないなど顧客情報の適切な管理を確保するための措置

六 所属長期信用銀行の商号、長期信用銀行代理業者であることを示す文字及び当該長期信用銀行代理業者の名称を店頭に掲示させるための措置

七 長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所における長期信用銀行代理業に係る業務に関し犯罪を防止するための措置

八 長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の廃止にあつては、当該営業所又は事務所の顧客に係る取引が所属長期信用銀行の営業所、他の金融機関、他の長期信用銀行代理業者などへ支障なく引き継がれるなど当該営業所又は事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないための措置

九 長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

2 前項（第四号及び第八号を除く。）の規定は、長期信用銀行代理業再委託者が長期信用銀行代理業再委託者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置について準用する。この場合において、前項の規定中「長期信用銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「長期信用銀行代理業」とあるのは「再委託を受けて行う長期信用銀行代理業」と読み替えるものとする。

（長期信用銀行代理業者の原簿の記載事項）

第二十五条の四十三 所属長期信用銀行は、当該所属長期信用銀行に係る長期信用銀行代理業者に關し、銀行法第五十二条の六十第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 長期信用銀行代理業者の商号、名称又は氏名

二 長期信用銀行代理業者が法人であるときは、その役員の名

三 長期信用銀行代理業の内容

四 長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称又は所在地

五 法第十六条の五第一項の許可を受けた年月日

2 前項各号に掲げるもののほか、当該所属長期信用銀行に係る長期信用銀行代理業者が次の各号に掲げる区分に該当する場合には、当該各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。

一 長期信用銀行代理業再委託者 当該長期信用銀行代理業再委託者が再委託を行う長期信用銀行代理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

二 長期信用銀行代理業再受託者 当該長期信用銀行代理業再受託者が再委託を受ける長期信用銀行代理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

3 銀行法第五十二条の六十第一項に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一 所属長期信用銀行の無人の営業所

二 所属長期信用銀行の外国に所在する営業所

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜三 (略)

三の二 長期信用銀行代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合(委託した長期信用銀行代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む。)

三の三 法第六条第三項に規定する業務を受託する契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、又は当該契約を終了した場合

四〜五の四 (略)

六 長期信用銀行の営業所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の全部又は一部において、第十五条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

七、八 (略)

九 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合(銀行法第五十三条第一項第三号の場合を除く。)

十〜十二 (略)

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜三 (略)

三の二 代理店の営業所(既に銀行法第八条第一項の規定による届出をしている営業所又は同条第二項の規定による認可を受けている営業所を除く。)の設置又は廃止をした場合

(新設)

四〜五の四 (略)

六 長期信用銀行の営業所(代理店の営業所を含み、臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の全部又は一部において、第十五条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

七、八 (略)

九 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合(銀行法第五十三条第一項第三号の場合を除く。)

十〜十二 (略)

十三 第十三条の四又は第十三条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十四 十八の三（略）

十九 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。第二十一号及び第三項において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。第二十一号及び第三項において同じ。）を発行しようとする場合

二十 二十一（略）

二十二 長期信用銀行、その子会社又は業務の委託先（第七項において「長期信用銀行等」という。）において不祥事件が発生したことを知つた場合

二十三 二十四（略）

2 銀行法第五十三条第二項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、長期信用銀行主要株主が長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社である場合は、この限りでない。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合

十三 第十三条の四又は第十三条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（次号及び第十五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

十四 十八の三（略）

十九 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。第二十一号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（金融機能早期健全化緊急措置法第二条第五項に規定する劣後特約付社債をいう。第二十一号において同じ。）を発行しようとする場合

二十 二十一（略）

二十二 長期信用銀行又はその子会社（第六項において「長期信用銀行等」という。）において不祥事件が発生したことを知つた場合

二十三 二十四（略）

2 銀行法第五十三条第二項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、長期信用銀行主要株主が長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社である場合は、この限りでない。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合

は、次に掲げる場合とする。

一～五 (略)

六 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所  
の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（銀行  
法第五十三条第三項第二号及び第四号の場合を除く。）

七～九 (略)

十 第二十五条の二の五第一項において準用する第十三条の四又は  
第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子  
会社を除く。）（次号及び第十二号において「特殊関係者」とい  
う。）を新たに有することとなった場合

十一～十六 (略)

十七 劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又  
は劣後特約付社債を発行しようとする場合

十八 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をし  
ようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしよ  
うとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとす  
る場合を含む。）

十九、二十 (略)

4 銀行法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次  
に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 長期信用銀行代理業に係る委託契約又は再委託契約書を変更し

は、次に掲げる場合とする。

一～五 (略)

六 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所  
の位置を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止するこ  
ととなった場合（銀行法第五十三条第三項第二号及び第四号の場  
合を除く。）

七～九 (略)

十 第二十五条の二の五第一項において準用する第十三条の四又は  
第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（次  
号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有す  
ることとなった場合

十一～十六 (略)

(新設)

(新設)

十七、十八 (略)

(新設)

た場合

三 銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書類について、縦覧を開始した場合

四 長期信用銀行代理業に関する不祥事件が発生したことを知つた場合

5 長期信用銀行、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主であつた者を含む。）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）又は長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十三条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜三 （略）

四 第三項第十七号に掲げる場合 同号に規定する書類

五 第三項第十八号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書

六 前項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書の写し

6 | (略)

7 | 第一項第二十二号及び第四項第四号に規定する不祥事件とは、長期信用銀行等の取締役、執行役、監査役若しくは従業員又は長期信用銀行代理業者の役員若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 長期信用銀行の業務又は長期信用銀行代理業者の長期信用銀行

た場合

三 銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書類について、縦覧を開始した場合

四 長期信用銀行代理業に関する不祥事件が発生したことを知つた場合

4 長期信用銀行、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主であつた者を含む。）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）又は長期信用銀行代理業者は、銀行法第五十三条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〜三 （略）

四 前項第十七号に掲げる場合 同号に規定する書類

五 前項第十八号に掲げる場合 同号に規定する営業報告書及び附属明細書

六 前項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書の写し

6 | (略)

6 | 第一項第二十二号に規定する不祥事件とは、長期信用銀行等の取締役、執行役若しくは監査役又は従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一 長期信用銀行の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任そ

代理業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二〇四 (略)

五 その他長期信用銀行の業務又は長期信用銀行代理業者の長期信用銀行代理業の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

8| 第一項第二十二号及び第四項第四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を長期信用銀行が知つた日から三十日以内に行わなければならない。

9、10| (略)

(長期信用銀行代理業を営む外国の法人に係る特例)

第二十八条の二 長期信用銀行代理業を営む外国の法人(長期信用銀行代理業を営もうとする外国の法人、長期信用銀行代理業を営む外国の法人を設立しようとする者を含む。以下この条において同じ。)は、当該長期信用銀行代理業を営む外国の法人が法又はこの府令の規定により申請書又は届出書に添付して金融庁長官等に提出することとされる書類(以下この項及び次項において「添付書類」という。)については、当該添付書類に代えてこれに準ずるものを金融庁長官等に提出することができる。

2| 長期信用銀行代理業を営む外国の法人がその本国(当該長期信用銀行代理業を営む外国の法人の設立に当たつて準拠した法令を制定

の他の犯罪行為

二〇四 (略)

五 その他長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

7| 第一項第二十二号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を長期信用銀行が知つた日から三十日以内に行わなければならない。

8、9| (略)

した国をいう。)の法令又は慣行その他の正当な事由により添付書類又は前項に規定するこれに準ずる書類(以下この項において「添付書類等」という。)のいずれをも金融庁長官等に提出することができない場合には、当該添付書類等は、金融庁長官等に提出することを要しない。

3 長期信用銀行代理業を営む外国の法人に対する法又はこの府令の規定の適用については、長期信用銀行代理業を営む外国の法人の国内における主たる営業所又は事務所を主たる営業所又は事務所とみなす。

(予備審査)

第二十九条 長期信用銀行、長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者、長期信用銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行代理業者は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認を申請する際に金融庁長官に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(標準処理期間)

第三十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、令第十一

(予備審査)

第二十九条 長期信用銀行、長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者又は長期信用銀行を子会社とする持株会社は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を申請する際に金融庁長官に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(標準処理期間)

第三十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等  
のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を  
及ぼすと認められる認可等に対する処分は、二月以内にするよう努  
めるものとする。

2  
(略)

別表第一（第十八条の二第一項第三号ハ関係）

別表第二（第二十五条の十八関係）

別表第三（第二十五条の三十九関係）

別紙様式第十三（第二十五条の十四第八号関係）

別紙様式第十四（第二十五条の十九関係）

別紙様式第十五（第二十五条の三十七第一項関係）

別紙様式第十六（第二十五条の三十七第一項関係）

2  
(略)

別表（第十八条の二第一項第三号ハ関係）

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)